

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年12月16日(水) 午前11時28分～午前11時46分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、
11番 北川 広人、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子
オブザーバー

議長(10番) 杉浦 辰夫、 副議長(9番) 柳沢 英希、
5番 岡田 公作、 16番 倉田 利奈

2. 欠席者

オブザーバー 6番 柴田 耕一

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 神谷 利盛、 8番 黒川 美克、
12番 鈴木 勝彦、 13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 令和2年12月定例会の追加議案について

- (1) 追加議案の説明について
- (2) 追加議案の取り扱いについて

2 3月定例会の日程について

3 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の杉浦康憲委員を指名いたします。

本日御協議いただきます案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和2年12月定例会の追加議案について

(1) 追加議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。どうぞ着席のままで結構です。

説(総務部) お許しをいただきましたので着座にて御説明をさせていただきます。令和2年12月定例会に追加提案させていただきます案件につきまして御説明を申し上げます。

提出予定案件一覧表をお願いいたします。案件といたしましては、議案第89号令和2年度一般会計補正予算(第12回)をお願いするものでございます。

補正予算書をお願いいたします。補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ2,152万3,000円を追加し、補正後の予算総額を230億9,850万円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。18ページでございます。歳入について申し上げます。14款2項2目、民生費国庫補助金のひとり親世帯臨時特別給付金支給事務費補助金及び同事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的支援策として実施する、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に対し全額補助されるものであります。

20ページをお願いいたします。20ページの歳出について申し上げます。3款2項3目、家庭支援費は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的支援策として、ひとり親世帯に対しひとり親世帯臨時特別給付金を再支給いたすものであります。主な内容は委託料として、ひとり親世帯臨時特別給付金システム修正業務委託料42万9,000円、交付金として、ひとり親世帯臨時特別給付金2,095万円などを計上いたすものであります。以上が補正予算の概要でございます。

続きまして事業の概要について申し上げます。主要新規事業等の概要をお願いいたします。

主要新規事業等の概要の3ページでございます。事業の必要性、目的欄のとおり、本事業は新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済的な支援策として、ひとり親世帯に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給いたすものであります。国の第二次補正予算の予備費を使用するもので、今年12月11日に閣議決定されたことから今回の補正予算に計上させていただくものであります。

資料の中ほど、対象欄をお願いいたします。対象者は、前回8月末に臨時特別給付金の支給を受けた方で、①令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格者の方、②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方、③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方でございます。

事業内容欄をお願いいたします。支給額は1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算して支給いたしますものであります。なお、支給日につきましては、国の通知では年内の支給を目指すこととされており、御可決をいただければ、12月28日の支給に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

すみません。1点、私、補正予算書の5ページの中で今回の補正予算の総額につきまして、230億9,858万円といたすものでありますと、本来申し上げべきところでしたけれども、数字が抜けている可能性がありますので、改めて予算総額は230億9,858万円とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

問（5） 対象世帯数、①、②、③とあるんですが、差し支えなければ数のほう、お聞かせください。

委員長 事前審査になりますので。追加議案で議案上程されますから、そのときに。はい、よろしいですか。

答（5） はい。

委員長 それでは市長。

市長挨拶

委員長 当局の方はご退席願います。ご苦労様でございました。

追加議案書はもうサイドブックのほうに入っておりますので、こちらのほうからも見られますので。

(2) 追加議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明をお願いします。

説(事務局 副主幹) それでは説明させていただきます。ただいま説明のありました議案第89号につきましては、12月23日の最終日に既に上程されております議案の日程が全て終了した後に、上程、説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順に行いたいと思います。説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明した通り決定してよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 3月定例会の日程について

委員長 事務局より説明をお願いします。

説(事務局 副主幹) それでは、御手元に令和3年3月高浜市議会定例会の会期及び会議日程(案)を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

会期につきましては、3月2日から3月24日までの23日間とさせていただきます。

告示につきましては、2月22日、一般質問の締切りは告示日の翌日となっておりますが、翌日の2月23日は天皇誕生日で祝日となっていることから、一般質問の締切りを2月24日の午後5時までとし、3月2日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、施政方針、教育行政方針、議案上程、説明の順で行います。

3月4日及び5日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いし、3月9日を第4日目としまして、補正予算の質疑、討論、採決、議案総括質疑、予算特別委員会の設置、議案委員会付託をお願い、3月11日12日の2日

間、予算特別委員会を開き、令和3年度当初予算の審査をお願いいたします。

16日に総務建設委員会、17日に福祉文教委員会をいずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査等をお願いいたします。

最終日の24日、第5日目につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順をお願いいたします。説明は以上でございます。委員長 ただいま事務局が説明しました案の通りに決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案の通りに決定させていただきます。

なお、会期及び会議日程案については、2月1日号の市広報に掲載をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

3 その他

委員長 皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

説（議長） 一つちょっと、今までのちょっと経過ということで、自治基本条例の検証中間報告について、ちょっとお話をさせていただきます。

高浜市自治基本条例の検証中間報告のパブリックコメントについて、12月11日の各派会議で事務局から説明があったように、現在、市民からのパブリックコメントを実施しております。議会として、第9条、第10条に関するパブリックコメントの回答案の提出を各派に依頼したところですが、この件について私のほうから3点ほど確認をさせていただきます。

まず第1点目です。パブリックコメントに対する回答については、高浜市自治基本条例令和2年度検証中間報告書の2ページ、きょう、コピーをつけて参考にとということで、配らせていただいていますのでそれを見ていただきたいと思います。この2ページの令和2年度「自治基本条例」の検証についてということで、①検証の体制にあるように、議会は第9条、第10条に関する内部検証

を自ら行い、行政に報告するとなっており市民からのパブリックコメント等に対する回答は行政が市民に直接するとなっています。

議会としては、パブリックコメントに直接回答すべきものではありませんが、行政のパブリックコメントの回答の参考となるよう議会としての考えを取りまとめ、これを行政に提出します。

行政は、これを参考にパブリックコメントに対する意見を検証委員会に報告する形となります。

2点目です。既にタブレットに登録してある自治基本条例検証中間報告のパブリックコメント及び回答には、議会に関するパブリックコメントを記載しておりましたが、改めてこの議会としては第9条は一部改正、第10条は改正せずとの検証結果を出したことから、議会の検証結果に対する各派の意見を求めるものとしします。

続いて3点目。今回提出をしていただく各派の意見案については、パブリックコメントの意見に対する感想や意見ではなく、条文に対する考え方を記載していただくようお願いいたします。以上です。

委員長 それでは、何か御質問ございますかね。

問(16) 今のお話なんですけど、この資料を見ますとパブリックコメントがどのように議会、これで見ると議会のほうにパブリックコメントがくるっていうふうにはなっていないものですから、もし今回のように行うのであれば、この図をちょっと変更を求めていかないと、ちょっとこの図の説明と今やってることがちょっと整合性がないかなっていう点がまず1点です。

それからもう1点、ちょっと申し上げたいんですけど、議長に申し上げたいんですけど、11月16日の検証委員会において議長のほうが議会基本条例の前文中に市長と相互の抑制と均衡を図りながらという文言がある。今回、整合を図るために文言を合わせたいと考えるというような発言があるんですけど、これは前回の議会運営委員会や各派会議において、自治基本条例の検証したときにそのような意見が出ていなかったにもかかわらず、なぜそのような意見と、それから、議会基本条例をこのときに資料としてお配りしていますので、やはり議会として、代表として、議長として出てるわけなので、その場で決めてな

いことについて発言するのは私は問題があるかと思うんですけど、いかがでしょうか。

答（議長） まず、この2ページの令和2年度「自治基本条例」の検証についてという下の部分の検証体制についてです。今、言われる議会に対してのパブリックコメントについての意見が、議会に直接伝えられるようになってない。これは、これをつくった時点にこのように決められて、今回、検証にあたってもあくまでも市民の方としては、行政のほうへ意見を述べていただき、検証内容を説明、発信するということになってますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。また、今言われた、検証委員会の私のほうの発言が。

委員長 議長、検証委員会の件に関しては、委員外議員ですので、それについて答える必要はありません。

答（議長） はい、以上です。

委員長 ほかにございますか。御理解出来ましたかね、皆さん。言っていることはわかりましたかね。皆さん方に、もう既にこのサイドブックスにも入っていると思ひますけど、この形式で回答って書いてあるんで、この意見に対して回答するというふうに勘違いされてるといけないということを、多分議長が言ってみえると思ひますよね。よろしいですか。だからこれを見ると、そういうことをするように書いてないもんですから、市民意見に対する回答を各会派に求めていると思ひますけれども、今、それをやる必要ありません。結局、改正に賛成をされた方とか反対をされた方とかいると思ひますけれども、そういう方々のなぜ改正をすべきというふうに考えたかとか、あるいは改正すべきじゃないというふうに考えたのかとかいうところを、ここの回答の欄に書いていただいて、それを当局のほうに提出することによって、当局が市民のほうにパブリックコメントの回答として、どのように書き直すかはわかりませんが、やっていくという流れになるというふうに、この改正の図から見ると、そういうことだということですね、議長。

答（議長） はい。

委員長 それでは、ほかにないようですので、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 46 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長